

使用許諾約款

使用許諾約款（以下「本約款」という）は、アルプスアルパイン株式会社（以下「当社」という）が提供するAirInput™パネル専用操作ソフトウェア（付属ドキュメントを含め 以下「本ソフト等」という）の利用に関する条件を、本ソフト等を利用する者（以下「利用者」という）と当社との間で定めるものである。

第1条（使用許諾契約の成立）

利用者は、本ソフト等をダウンロードすることにより、本約款に同意したものとみなし、当社と利用者間で、本ソフト等の使用許諾契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。この場合、本契約の有効期間の開始日は、本ソフト等の初回ダウンロード日とする。

第2条（使用許諾）

- 1 本契約において使用許諾の対象となるのは、本ソフト等とする。また、本ソフト等には、本ソフト等の更新版が含まれるものとする。
- 2 当社は、利用者に対し、当社の開発したAirInput™パネルに使用する目的で、利用者が管理するコンピューターなどのデバイスにおいて、非独占的に本ソフト等のインストールや使用を許諾する（以下「本許諾」という）。
- 3 本ソフト等の使用許諾期間は、利用者の本約款又は本契約の違反による本契約の終了がない限り、無期限とする。
- 4 利用者は、AirInput™パネルに別途製品やサービスを付加して、利用者の顧客（以下「エンドユーザ」という）に提供する目的で、本ソフト等をエンドユーザに対して再許諾することができる。
- 5 利用者がエンドユーザに対して再許諾する場合、利用者は、エンドユーザに本約款に定められた条件と同等の義務を課し、エンドユーザの義務の履行について責任を負うものとする。

第3条（使用料）

- 1 利用者は、本ソフト等の使用許諾の対価として、当社が別途定める本ソフト等の使用料を別途定める内容に従い当社に対して支払うものとする。支払いに要する費用は利用者の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が当社指定の代理店（以下「代理店」という）から本ソフト等を購入する場合は、本ソフト等の使用許諾の対価は、代理店に支払うものとする。

第4条（権利帰属）

- 1 利用者は、本ソフト等に関連する著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という）が、当社及び／又は株式会社ステラリンク（住所：東京都千代田区九段南4-7-19ツボヤビル3F）（以下「ステラリンク」という）に帰属することを確認する。本契約の締結によって、本ソフト等の著作権等が、利用者に移転するものではない。
- 2 当社が利用者のためにカスタマイズした部分の著作権等についても、当社が利用者と別段の定めをしない限り、当社及び／又はステラリンクに留保されるものとする。

第5条（禁止事項）

- 利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、次の各号に定める行為を行わない。
- (1) 本約款に定める目的以外の目的で本ソフト等をインストール、又は使用すること。
 - (2) 本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供すること。
 - (3) 本ソフト等を転載、複製、転送、抽出、加工、改変、送信可能化などの著作権法上反する行為、並びにリバースエンジニアリングその他の方法により、本ソフト等のソースコードを追跡するような試みを行うこと。
 - (4) 本ソフト等の性能及び本ソフト等で入手した情報を第三者に開示すること。

第6条（保証及び責任の制限）

- 1 当社は、本ソフト等が本約款に従い使用された場合に、別途当社が定める本ソフト等の仕様書どおりに機能することを保証する。
- 2 本ソフト等が、当社の責めに帰する事由によって、前項の規定に従って機能しなかったときは、当社は、利用者が本ソフト等を初回ダウンロードした日から6ヶ月以内に限り、無償で、それより後に判明した場合には当社及び利用者間で合意のうえ有償にて、本ソフト等の修理、交換等の補償を行うものとする。
- 3 当社は、本ソフト等の更新版を利用者に提供する場合、当社及び利用者間で合意のうえ、有償で提供するものとする。
- 4 当社は、本ソフト等の仕様書を予告なしに変更することがあり、機能、性能及び品質が利用者の特定目的に適合することを保証しないものとする。
- 5 当社は、本ソフト等が第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証しないものとする。
- 6 当社は、本約款に明示的に定めのある事項以外は、保証しないものとする。また、当社は利用者が本ソフト等を使用した結果被ったいかなる損害（収入又は利益の逸失を含む）に関して、一切の責任を負わないものとする。

第7条（譲渡）

当社は、事業譲渡その他事業再編のために本契約にかかる事業を他者に承継させる場合には、利用者の承諾なく、本契約上の地位、本ソフト等の著作権等、及び本ソフト等の使用許諾権を第三者に譲渡することができる。

第8条（協業）

利用者は、本契約の履行に必要な場合、株式会社ステラリンクが当該履行を行うことがあることを承諾するものとする。この場合、当社は、ステラリンクに本約款に定められた条件と同等の義務を課し、ステラリンクの義務の履行について責任を負うものとする。

第9条（契約解除）

利用者につき下記の事由が発生したときは、当社は利用者に対し、催告を要せず本契約を解除することができる。この場合において利用者は当然に期限の利益を喪失し、かつ本許諾は当然に終了する。

- (1) 本約款又は本契約の違反があったとき
- (2) 本ソフト等の使用許諾の対価を期限に支払わないとき
- (3) 破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立のあったとき、又は支払停止があったとき
- (4) 本ソフト等に関する当社及び／又はステラリンクの著作権その他の権利を侵害したとき

第10条（秘密保持）

- 1 当社及び利用者は、本契約の履行に関して相手方から秘密である旨を表示して開示された技術上、営業上、又は業務上の情報（以下「秘密情報」という）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本契約の目的外に使用せず、秘密情報を第三者に開示してはならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報

- (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、裁判所、行政府等の公的機関から法令上の根拠に基づく開示の要求がなされた場合、当社及び利用者は、当該要求の範囲内で、秘密情報を開示できる。但し、法令により禁止される場合を除き、当該開示要求を受領後直ちにその旨相手方に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、当社は、秘密情報を本契約の履行のためにステラリンクに開示することができるものとする。但し、当社はステラリンクに本約款に定められた条件と同等の秘密保持義務を課し、ステラリンクの義務の履行について責任を負うものとする。

第11条（契約終了後の措置等）

- 1 利用者は、本契約終了後直ちに本ソフト等の使用を中止し、本ソフト等をインストールしていたコンピューターなどのデバイスから、本ソフト等を消去するものとする。
- 2 本契約終了後も、本約款第4条（権利帰属）、第6条（保証及び責任の制限）第4項から第6項、第7条（譲渡）、第10条（秘密保持）、及び第13条（協議事項）の規定は有効に存続する。

第12条（本約款の変更）

- 1 当社が必要と判断する場合、利用者の承諾を得て、本約款の内容を変更できるものとする。但し、次の各号の一に該当する場合、利用者の承諾があったものとみなす。
 - (1) 当該変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 当該変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項の変更を行うときは、変更後の本約款の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、その旨及び当該変更の内容並びにその効力発生時期を当社のサイト上での掲載、利用者への電子メール、その他の適切な方法により利用者に周知するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社が前項の本約款の変更の周知をし、変更後の本約款の効力発生日以降に利用者が本ソフト等を利用したときは、利用者は本約款の変更に同意したものとする。

第13条（協議事項）

- 1 本約款の解釈に疑義の生じた場合及び本約款に規定なき事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 協議にて解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を図る。

2023年 12月 24日 初版 施行